

平成29年11月10日

法務省民事局参事官室 御中

民事執行法の改正に関する中間試案についての意見書

- 【1】 民事執行法の改正に関する中間試案についての意見
- 【2】 京都司法書士会
- 【3】 司法書士
- 【4】 京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1
- 【5】 075-241-2666 (代表)
- 【6】 jdy07437@nifty.com (担当事務局 河島)
- 【7】 以下のとおり

第0 はじめに

我々司法書士は、これまで相談活動や啓発活動、実際の事件処理を通じ、多重債務問題の解決に取り組んできた。その立場より、今回の中間試案に対する意見を述べるものである。

第1 「中間試案の第1の1、(1)財産開示手続の実施要件の見直し」について

1 意見の趣旨

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとするには反対である。

財産開示手続の申立てをすることができる債務名義の種類から、仮執行の宣言を付した判決、仮執行の宣言を付した支払督促、確定判決と同一の効力を有する支払督促、執行証書については除外すべきである。

2 意見の理由

財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができないというこの手続の特質を重視すれば、申立てに必要とされる債務名義の種類を安易に拡大すべきではない。

例えば、「仮執行の宣言を付した判決」も、上訴審で取り消され、変更されることは珍しくない。ましてや、「仮執行の宣言を付した支払督促」であれば、督促異議の申立てによる訴訟への移行を経て、その内容が変更されるのは、よくあることである。また、昨今では貸金業者や債権回収会社等が、消滅時効の援用が可能な債権に基づき支払督促の申立てをしているといった事例も散見されるようである。例え「確定判決と同一の効力を有する支払督促」でも、既判力は認められないから、後訴によって、その効力が否定されることがある。

さらに、「執行証書」(強制執行認諾文言付の公正証書)については、従前、債務者本人がその意味を十分に理解しないうちに執行証書が作

成され、それに基づき債務者の重要な財産や権利が差押を受けるといった事例もみられたことを踏まえ、そのようなトラブルを防止するために貸金業法20条（特定公正証書にかかる制限）が新設されたという経緯もあるところであり、そのようなトラブルについては一定の規制がなされたものの、そもそも執行証書は裁判所の関与無く作成され、それに執行力が与えられるものであり、安易にその効力を強化すべきものではないと考えられる。

したがって、上記のような、後になって権利の存在が否定されるに至る可能性がある債務名義について、財産開示手続の申立てを認めるべきでない。

第2 「中間試案の第1の1、(2)手続違背に対する罰則の見直し」について

1 意見の趣旨

手続違背に対する罰則の見直しとして、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶のいずれについても罰則を強化することに反対である。手続違背に対する罰則の強化は、虚偽陳述の場合に限定すべきである。

2 意見の理由

「手続違背に対する罰則の強化」は、特に違法性が高いと考えられる虚偽陳述の場合に限るべきである。これに対し、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶についてまで、罰則を強化し、刑事罰を科するのは過剰である。

なお、罪刑の均衡という観点からすれば、手続違背に対して科される刑罰は罰金刑とすべきであり、法定刑として懲役刑まで設けるべきではない。

第3 「中間試案の第1の2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設」について

1 意見の趣旨

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度として、一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設けるものとするには、反対である。

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとするのであれば、債務者の給与債権に関する情報よりも、むしろ、金融商品取引業者が有する株式、社債、投資信託受益権等に関する情報や公的機関が有する不動産に関する情報こそ、対象とすべきである。

2 意見の理由

賃金債権の差押えは、債務者の経済状態を使用者に告知する結果となるため、債務者に対しては強い威嚇力を有し、場合によっては債務者が事実上職場にいつらくなる等を理由に退職を余儀なくされるといった重大な結果を誘発することすらあり得るものである。それだけ、賃金債権の差押えは債務者の生活に深刻な影響を及ぼすものである。このように、一定の公的機関から、債務者の賃金債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設ければ、結果として、債務者の生活に必要以上の不利益をもたらす可能性があるものと考えられる。また、第1の2で述べたような、消滅時効の援用が可能な債権に基づき支払督促の申立てをするような貸金業者がこの制度を利用して債務者の賃金債権の差押えをするおそれも否定できないところである。そのようなことに国が協力するという結果を招くような本制度には、看過できない問題がある。

もし仮に、これが「養育費の不払いへの対策」であるというのであれば、例えば、民事執行法151条の2第1項各号の債権（扶養義務等に係る定期金債権）を請求する場合に限定した制度とすることも考えられる。すべての金銭債権の債務名義の効力として、このような制度を認めることは、妥当でない。

また、執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第

三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとするのであれば、債務者の給与債権に関する情報よりも、むしろ、金融商品取引業者が有する株式、社債、投資信託受益権等に関する情報や公的機関が有する不動産に関する情報こそ、対象とすべきである。

本中間試案の内容では、例えば、株式、社債、投資信託受益権等の金融商品や不動産などの資産を有し、本来、弁済の資力があるにもかかわらず、債務名義があるのに支払わない不誠実な債務者に対しては、何らの効果もない。他方で、弁済の資力がないために、債務名義に基づく支払いをすることができずにいる零細な債務者にとっては、僅かな財産の中で非常に重要な賃金債権を差押えられることにより、経済状態に深刻な影響を与え、もって過酷な状況に陥る結果となり、これは不均衡であると言わざるを得ない。

また、法人（事業者）の売掛債権は対象にせず、個人（給与所得者）の給与債権のみを対象にしている点についても、合理的な説明は不可能である。このような法制度のあり方は妥当でない。

第4 「中間試案の第5の1、差押禁止の範囲の見直し」について

1 意見の趣旨

民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲に加えて、支払期に受けべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方には、賛成である。このような考え方を、今回の改正において、導入すべきである。

2 意見の理由

今回、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続の実施要件を緩和し、手続違背に対する罰則を強化するとともに、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新設するのであれば、あわせて、無資力の債務者の生活保障のために、差押禁止債権をめぐる規律の見直しをすることは、必要不可欠である。

なお、本中間試案の考え方を具体化するに当たり、給与等債権の差押禁止の最低限度額を具体的にいくりにするかについては、例えば、債務者の扶養親族の数に応じて金額を定めることも考えられる。

しかし、このような考え方に対しては、債権執行の申立ての際に、債権者が債務者の扶養親族の人数を明らかにすることは困難であるという難点があり、そのため、差押命令の送達を受けた第三債務者において、過大な負担（差押禁止の範囲を調査、判断する負担や二重払いの係争に巻き込まれるリスク）を負うこととなりかねないという問題がある。

そこで、債務者の申立てを待たず、当初からの差押禁止の最低限度額としては、債務者の扶養親族の数にかかわらず、絶対的な数値を定めるべきである。その金額は、「単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める」こととし、民事執行法施行令において、その額を「支払期が毎月と定められている場合 10万円」等と定めることが相当である（この金額は、国税徴収法施行令34条を参考にしていく。）。

もっとも、上記の差押禁止の最低限度額は、債務者の扶養親族数を考慮していないから、多くの扶養親族を有する債務者（及びその世帯）にとっては、最低限度の生活保障の要請を満たさないものとなってし

まう。

そこで、この点に対処するために、債務者に控除対象配偶者（所得税法2条1項33号）や扶養親族（同項34号）があるときは、債務者の申立てにより、「これらの者の数に応じて生活保護の基準を勘案して政令で定める額」まで、差押禁止の最低限度額を拡張し、執行裁判所は、その限度で、差押命令を取り消さなければならないものとすべきである。その金額については、民事執行法施行令で「10万円にこれらの者1人につき4万5000円を加算した金額」等と定めることが相当である（この金額は、国税徴収法施行令34条を参考にしている。）。

そして、執行裁判所は、債務者から、控除対象配偶者、扶養親族の存在を示す一定の書類（世帯全員の住民票、非課税証明書等）さえ提出されれば、上記のとおり定められた一定の範囲で、可及的速やかに、差押を取消しをしなければならないものとすべきである。

なお、上記のとおり、給与等債権の差押禁止の最低限度額を定めた場合であっても、債権者が、民事執行法151条の2第1項各号の債権（扶養義務等に係る定期金債権）を請求する場合については、扶養等を受ける債権者の生活保障という観点も踏まえて、差押禁止の範囲を通常 $\frac{4}{3}$ から $\frac{2}{1}$ に狭めているものであるから、その趣旨にかんがみ、上記の法改正の対象とせず、現行法どおり、同法152条3項の基準によることが相当である。